## 平成23年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めると ころによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給事業所数

65 工場

(2) 年間契約給水量 96,349,500 m<sup>3</sup>

(3) 1日当たり契約給水量

263, 250 m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 2, 782, 902 千円 第1項 営 業 収 益 2,749,320 千円 第2項 営 業 外 収 益 33,582 千円 支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,415,389 千円 2,232,977 千円 第1項 営 業 費 用 第2項 営 業 外 費 用 165,412 千円 第3項 特 別 損 失 10,000 千円 第4項 予 備 費 7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的 収入額が資本的支出額に対し不足する額1,392,667千円は、当年度分

損益勘定留保資金等 701,917 千円及び建設改良積立金取崩額 690,750 千円で補てんするものとする。)。

収 入 第1款 工業用水道事業資本的収入 252,800 千円 64,000 千円 第1項 業 倩 企 第2項 玉 庫 補 助 43,800 千円 金 第3項 分担金及び負担金 145,000 千円 支 出 第1款 工業用水道事業資本的支出 1,645,467 千円 第1項 建 設 改 良 費 1,225,648 千円 第2項 業債償 還 411,567 千円 企 金 第3項 国庫補助金返還金 4,252 千円 第4項 予 備 費 4,000 千円 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項期間限度額工業用水道施設整備工事平成24年度から<br/>平成26年度まで680,000千円

## (企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
  - (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費にあてるため。
  - (2) 限 度 額 64,000 千円
  - (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

- イ 起債の時期は平成23事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還 額の範囲内において借り換えることができる。
  - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び 営業外費用の間の流用。

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文 子